

設置規制区域内における設置許可基準等

設置規制区域内における設置許可基準等

1. 許可基準の考え方

本条例は、防災、自然環境の保全及び良好な景観形成の観点から、地域との調和が図られた太陽光発電事業の実施を確保することを目的とするものであり、許可制を採用している。

「基準等に適合すると認められるときに限り、許可する」ものとしており、施行規則の規定のほか、技術基準を設け、許可する場合の基準を明確にする。

2. 太陽光発電施設の設置に関する法令等

太陽光発電施設の設置にあたっては、開発行為や設備規模に応じた様々な関係法令に基づく手続を必要とする場合は、当該手続が行われていることが必要である。

例) 森林法、盛土規制法、景観法、電気事業法 など

3. 一体性の判断

異なる事業であっても、実施主体や実施時期、実施箇所のいずれにも一体性が認められるものについては、原則として一つの事業区域として取り扱う。

4. 技術基準設定の考え方

• 関係法令との整合性

基本的には、関係法令の基準に準じて設定するが、上乘せ基準を設ける場合は、その根拠を明確にする。

• 複数の太陽光発電施設が近接して設置された場合

周辺の開発状況や既存施設の設置状況を踏まえ、累積的な影響を考慮した基準を設定する。

• 他自治体において定めている技術基準及び国のガイドライン、法令等をベースに作成する。

5. その他

適切に廃棄等費用を確保していることを保証するため、「保証金が預入され、市との質権設定契約が締結されている」ことが必要である。

設置規制区域内における設置許可基準等

条例第8条

市長は、設置許可の申請があった場合は、太陽光発電施設が規則で定める基準等に適合していると認められるときに限り、許可する。

施行規則第6条

<設置許可の基準等>

- 1 市長が次に掲げる事項を定め告示する太陽光発電施設の設置に関する基準に適合していること
施設設置に関する基準には、次に掲げる事項を定めるものとする
 - (1)太陽光発電施設等の設置に係る防災上の措置に関する事項
 - (2)太陽光発電施設等の設置に係る自然環境の保全に関する事項
 - (3)太陽光発電施設等と事業区域の周辺地域の景観との調和に関する事項
 - (4)太陽光発電施設等の安全性の確保に関する事項
 - (5)太陽光発電施設の維持管理等に関する事項
 - (6)太陽光発電施設の廃止後において行う措置に関する事項
 - (7)前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- 2 関係法令の手続を必要とする場合は、当該手続が行われていること
- 3 保証金の預入がされ、市との質権設定契約が締結されていること

<施設設置に関する基準骨子(案)>

(1)防災上の措置に関する事項

- ・ 地盤の安定性の確保(地盤の勾配、擁壁、法面の構造等)
- ・ 排水施設の設置(能力・構造・調整池の設置)
- ・ 工事中の災害防止 ほか

(2)自然環境の保全に関する事項

- ・ 必要最小限の森林伐採、残置森林面積等
- ・ 動植物の生息・生育環境の保全 ほか

(3)景観との調和に関する事項

- ・ 斜面地における景観、独立峰等の景観、水面の景観
- ・ 法面の緑化
- ・ 反射光への対応
- ・ 色彩、材料 ほか

(4)安全性の確保に関する事項

- ・ 架台の基礎の地盤定着等、柵塀の設置 ほか

(5)維持管理等に関する事項

- ・ 維持管理等計画の提出
- ・ 維持管理等に要する費用の確保 ほか

(6)廃止後において行う措置に関する事項

- ・ 撤去時の措置
- ・ 解体・廃棄等に要する費用の確保 ほか

(7)その他の事項

- ・ 騒音による被害の防止 ほか